

地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

地方行財政検討会議について

趣旨

地方政府基本法の制定に向け、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるため、総務省において、地方行財政検討会議を開催している。

この会議において成案が得られた検討結果については、「地域主権戦略の工程表」に沿って、地方自治法改正案として取りまとめ、順次、国会へ提出していく。

テーマ

総論

- 地方自治の理念の再整理（「地方自治の本旨」の具体化）
- 地方自治の基本法としてのあり方

1. 自治体の基本構造のあり方

- 二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化
- 基礎自治体の区分の見直し
- 大都市制度のあり方 等

2. 住民参加のあり方

- 議会のあり方
- 一般的な住民投票制度のあり方
- 長の多選制限その他の選挙制度の見直し 等

3. 財務会計制度・財政運営の見直し

- 不適正経理事件等を踏まえた監査制度等の抜本的見直し
- 財務会計制度の見直し
- 長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限 等

4. 自治体の自由度の拡大（規制緩和）

- 執行機関（行政委員会など）
- 議会の組織・権能 等

構成員

<政務三役等>

原口 一博	総務大臣	【議長】
渡辺 周	総務副大臣	
小川 淳也	総務大臣政務官	
逢坂 誠二	内閣総理大臣補佐官	

<地方自治体関係者>

達増 拓也	岩手県知事
奥山 恵美子	仙台市長
松田 直久	津市長
横尾 俊彦	多久市長
寺島 光一郎	北海道乙部町長
金子 万寿夫	鹿児島県議会議長
五本 幸正	富山市議会議長
野村 弘	長野県上松町議会議長

<有識者>

石原 俊彦	関西学院大学教授
岩崎 美紀子	筑波大学教授
碓井 光明	明治大学教授
斎藤 誠	東京大学教授
西尾 勝	東京大学名誉教授
林 宜嗣	関西学院大学教授

検討の方向性

検討項目の例	検討の視点
総論	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治の理念の再整理（「地方自治の本旨」の具体化） ○ 地方自治の基本法としてのあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権の確立を目指す観点から見たときに、国と地方の役割分担、地方自治に関する法令の立法原則、住民の権利義務のあり方等について、現在の地方自治法の規定で十分であるかという観点から、地方自治法のあり方や地方自治の理念を改めて整理すべきではないか。
1. 自治体の基本構造のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法は、厳格な二元代表制を一律に採用しているが、より多様な組織を地方自治体自らの判断により決定できるような仕組みも考えられるか。地方自治体の基本構造のあり方をどう考えるか。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎自治体の区分の見直し ○ 大都市制度のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成の大合併」進展後、市町村の姿は変貌を遂げたが、現行の基礎自治体のあり方（市と町村、市の種類（指定都市・中核市・特例市））はこれにふさわしいものとなっているか。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地方関係のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権型社会において国と地方自治体の関係をどう考えるか。国・地方それぞれの判断と責任が尊重されるためには、どのような仕組みが必要か。
2. 住民参加のあり方	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会のあり方 ○ 一般的な住民投票制度のあり方 ○ 長の多選制限その他の選挙制度の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域主権改革の進展に伴い、地方自治体の処理する事務が今後更に増大するとともに、条例により自主的に定めることができる範囲が拡大するなど、地方自治体の責任領域が拡大していくことになると考えられるが、地域主権型社会における議会の役割が十分に発揮されるよう、議会機能の更なる充実・強化を図っていく必要があるのではないか。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 規模の拡大に伴う自治体経営への住民参画の手法 	

検討項目の例	検討の視点
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の意見を行政運営に反映させる観点から、多様な層から幅広い住民が議会の議員に選ばれるような方策を考える必要があるのではないか。 ○ 幅広い住民が、議会の議員をはじめ、地方自治体の行政運営に参加するような方策を考える必要があるのではないか。 ○ 市町村合併による規模の拡大を踏まえると、市町村内における地域内分権を図る必要があるのではないか。
3. 財務会計制度・財政運営の見直し	
○ 不適正経理事件等を踏まえた監査制度等の抜本的見直し	○ 不適正経理事件等を踏まえ、地方自治体の監査制度等の抜本的な見直しが必要ではないか。また、財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大が必要ではないか。
○ 財務会計制度の見直し	
○ 長等に対する損害賠償請求権の放棄の制限	○ 住民訴訟係属中の損害賠償請求権の放棄については、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうこととなりかねないとの指摘もあり、これを制限すべきではないか。
4. 自治体の自由度の拡大（規制緩和）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 執行機関（行政委員会など） ○ 議会の組織・権能 ○ 財務規定 	○ 地方自治法の規律密度が高く、地方自治体の組織及び運営について裁量の余地が乏しいという指摘があるが、地方自治体の自由度を拡大すべきではないか。一方、全国的に統一して定めることが要請される事項をどう考えるか。

※ この表は、地方行財政検討会議（第3回）（平成22年4月26日）において配付した「資料1 地方行財政検討会議の検討の方向性について」を基に作成したもの。

分科会

地方行財政検討会議における円滑な議事に資するよう、会議の下に、第一分科会及び第二分科会を開催している。

第一分科会	第二分科会
主な検討項目	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体の基本構造のあり方 ○ 住民参加のあり方 ○ 地方自治体の自由度の拡大（議会関係・執行機関関係） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務会計制度・財政運営の見直し ○ 地方自治体の自由度の拡大（財務規定関係）
構成員	
<p>渡辺 周 総務副大臣 小川 淳也 総務大臣政務官 逢坂 誠二 内閣総理大臣補佐官</p> <p>岩崎 美紀子 筑波大学教授 斎藤 誠 東京大学教授 西尾 勝 東京大学名誉教授【主査】 林 宜嗣 関西学院大学教授</p> <p><専門委員> (有識者) 林 知更 東京大学准教授 牧原 出 東北大学教授</p> <p>(自治体関係者) 森 貞述 前高浜市長</p>	<p>渡辺 周 総務副大臣 小川 淳也 総務大臣政務官 逢坂 誠二 内閣総理大臣補佐官</p> <p>石原 俊彦 関西学院大学教授 碓井 光明 明治大学教授【主査】 西尾 勝 東京大学名誉教授</p> <p><専門委員> (有識者) 藤谷 武史 北海道大学准教授</p> <p>(クラウドコンピューティング関係者) 木村 毅 大阪市総務局IT改革監 兼 市政改革室理事</p> <p>(自治体関係者) 遠松 秀将 東京都財務局主計部副参事 (事務事業評価担当)</p> <p>石川 敏也 札幌市経済部中央卸売市場長 武川 市雄 甲州市総務企画部財政課長</p>

開催実績と当面の会議の進め方

【平成22年】

	本会議	第一分科会	第二分科会
1月	立ち上げ 第1回会合(1/20)(運営方法の決定、自由討議等)		
2月	第2回会合(2/15)(検討の方向性・進め方、自由討議等)		
3月		第1回会合(3/18)(今後の方向性・進め方、自由討議等)	第1回会合(3/19)(今後の方向性・進め方、自由討議等)
4月	第3回会合(4/26)(各分科会における議論の報告、自由討議等)	第2回会合(4/16)(議会のあり方、自由討議等)	第2回会合(4/21)(監査機能のあり方、自由討議等)
5月	第4回会合(5/24)(地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方、自由討議等)	第一分科会・第二分科会合同会議(5/19)(これまでの議論に対する地方六団体の意見聴取、自由討議等)	
6月		※ 2つの分科会をそれぞれ月1回程度開催 	
7月	第5回会合(各論討議)		
8月			
9月	第6回会合(各論討議)		
10月			
11月	第7回会合(論点取りまとめ①)		

第4回会合(5/24)に提出された資料は別添1及び2のとおり

【平成23年】

(3月 地方自治法改正案提出)

平成23年以降、適宜開催

※ 上記の表等は、地方行政財政検討会議(第2回)(平成22年2月15日)において配付した「資料3 当面の会議の進め方」を基に作成したもの。

自治体間連携について

既存の制度

共同処理方式	根拠条文 (地方自治法)	概要
協議会	第252条の2	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事務の一部を共同して管理・執行するため、協議により規約を定め、各団体の議決を経て(②を除く)、協議会を設けることができる。法人格は有しない。 ➢ ①管理執行協議会、②連絡調整協議会、③計画作成協議会の3種類がある。
機関又は職員等の 共同設置	第252条の7	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協議により規約を定め、共同して、執行機関、職員等を置くことができる。 ➢ 共同設置の手續きは、協議会設置の手續に準じる。
事務の委託	第252条の14	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 協議により規約を定め、事務の一部を他の地方団体に委託して、管理・執行させることができる。 ➢ 事務委託の手續きは、協議会設置の手續に準じる。
一部事務組合	第284条	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。 ➢ 一部事務組合を構成する団体とは別な法人格を有する特別地方公共団体である。
広域連合	第284条	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、並びに広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、協議により規約を定め、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設けることができる。 ➢ 一部事務組合と比較して、国、都道府県等から直接に権限の委任を受けること及び権限の委任の要請ができることや、直接請求が認められているなどの相違がある。

(参考) 関西広域連合(仮称)設立について

現在、関西地域において、2府8県4政令市、経済団体等により構成する関西広域機構を中心として、「関西広域連合(仮称)」設立を目指した取組が行われている。

【概要】

1 設立のねらい

地方分権改革の突破口、広域行政の展開、国の地方支分部局の事務の受け皿

2 基本方針

◎ まず一步を踏み出し、成長する広域連合

実現可能な事務から取り組みを開始し、実施する事務を順次拡大、国の事務移譲を狙う。

◎ 生活者重視の運営(東南海・南海地震等に備えた広域防災、ドクターヘリ等)

◎ 広域施策の核として既存事業を移管

関西広域機構(KU)の事務について、広域連合で実施した方が効率的なものは移管

3 実施する事務

＜設立当初＞7分野

広域防災、広域観光・文化振興、広域産業振興、広域医療連携、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修

＜順次拡充する事務＞

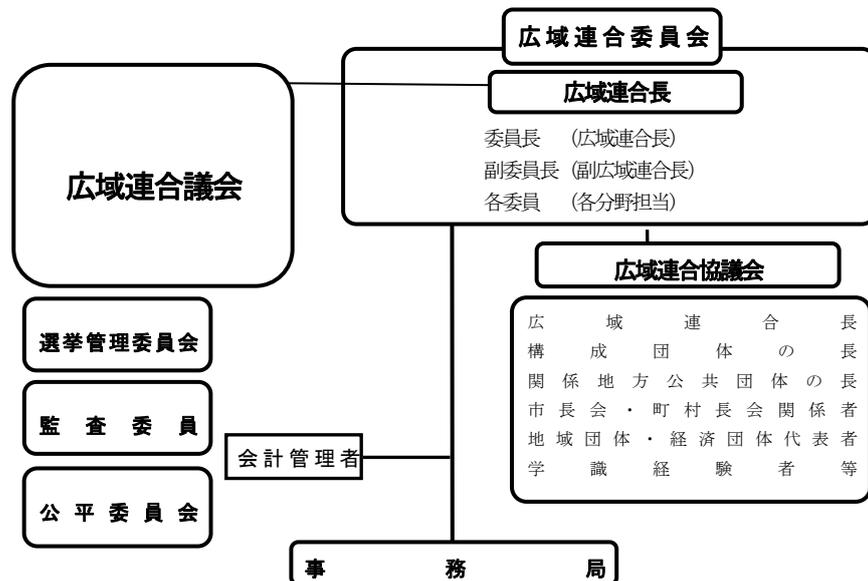
7分野の拡充と府県事務の切り出し等、新たな分野(交通・物流基盤整備、行政委員会事務)

＜国の地方支分部局からの移譲事務＞

4 当初参加予定団体

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

5 組織



6 予算

- ・ 構成府県が負担する「分賦金」による(広域連合に課税権はない)。
- ・ 負担割合については、総務費については均等負担を原則に、各事業費については、人口など事業毎の受益に応じた客観的な指標により算定する。

7 設立に向けたスケジュール

	会議等	内容
2009年 8月	分権改革推進本部第5回本部会議	・各府県等の取組状況報告 ・「設立案」の協議
2010年 1月	分権改革推進本部設立準備部会 〔関係府県知事会議〕	・「設立案」の協議
	各府県議会	・規約案の提案

道州制タスクフォースの概要

第1回 道州制タスクフォース(2009年12月11日)

1. 「改めて道州制の早期実現を求める(2010年10月20日)」
経団連 池田 道州制推進委員会共同委員長
2. 「道州制、地域主権の現状と課題について」

逢坂 内閣総理大臣補佐官

第2回 道州制タスクフォース(2010年3月24日)

1. 「地域主権改革の現状と見通し」
逢坂 内閣総理大臣補佐官
2. 「関西広域連合のねらいと設立準備状況」
関経連 村上 地方分権委員会委員長
関西広域機構 甲角 専務理事
3. 「地域主権改革への期待」
経団連 池田 道州制推進委員会共同委員長